

**地域連携教員制度（栃木県）について**

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 井上昌幸

**1. 制度について**（※設置指針は参考資料1を参照）**(1) 設置の目的**

各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開する。

**(2) 設置の対象**

栃木県内の全公立学校 小学校（283校）、中学校（124校）、県立学校（68校）  
平成26年度より設置開始

**(3) 設置の方法**

対象校の教職員のうち、以下の要件を満たす者の中から、校長が指名し校務分掌に位置づける。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4に規定する社会教育主事の資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者
- (3) 学校の状況により、(1)(2)の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。
  - ① 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者
  - ② 学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

**(4) 職務**

地域連携教員はそれぞれの学校の状況に応じて主に次の業務を行う

- (1) **学校と地域が連携した取組の総合調整**に関すること  
→学校全体の地域連携に関する年間計画の作成  
地域連携計画について教職員への周知のための研修会等の実施
- (2) **学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集**に関すること  
→地域連携に関する教育事務所等との連絡窓口  
地域連携に関する研修会等への参加
- (3) **学校と地域が連携した取組の充実**に関すること  
→地域連携に関する地域との連絡窓口  
地域人材（学校支援ボランティア等）の受入れに関する連絡調整

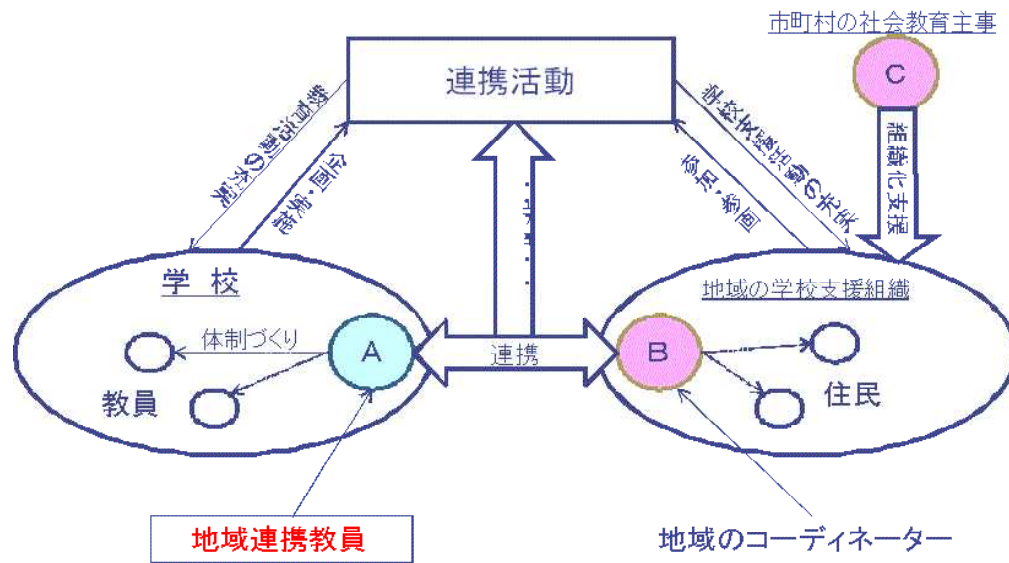


図1. 地域連携教員の概念図

## 2. 設置状況

平成27年度（制度2年目）の設置状況は表1の通りである。

表1. 地域連携教員の設置状況

	校数 (校)	地域連携教員の職名別人数 (下段は社会教育主事有資格者数)					有資格者の 割合
		教諭	主幹教諭	教頭	その他	小計 (人)	
市町立小学校 (分校は任意)	376	244	2	130		376	44.9%
	(有)	140	0	29		169	
市町立中学校 (分校は任意)	158	115	1	42		158	51.3%
	(有)	72	1	8		81	
県立校	75	80	3	2	1	86	57.0%
	(有)	47	1	0	1	49	
県立高等学校 (全日・定時・通信制、付属 中)	61	65	3	2	1	71	52.1%
	(有)	35	1	0	1	37	
(県立付属中学校)	(3)	(3)	0	0		(3)	33.3%
	(有)	(1)	0	0		(1)	
県立特別支援学校 (分校は任意)	14	15	0	0		15	80.0%
	(有)	12	0	0		12	
合計	609	439	6	174	1	620	48.2%
	(有)	259	2	37	1	299	
職名の割合 (n=620)		70.8%	1.0%	28.1%	0.1%		
有資格者の割合 (n=各職名の教員数)		59.0%	33.3%	21.3%	100.0%	48.2%	

### 3. 地域連携教員の活動支援

#### (1) 支援体制

地域連携教員の活動を支援するため、県・市町教委、教育事務所、総合教育センターから以下支援を行っている。

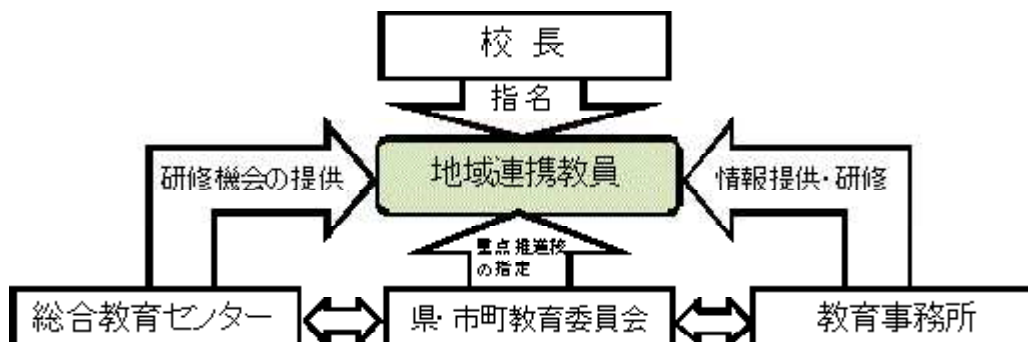


図2. 地域連携教員の支援体制

#### (2) 研修機会の提供

地域連携教員を対象に、県生涯学習課、教育事務所等から表2の研修機会が提供されている。また、この他宇都宮大学の協力を得て社会教育主事有資格者を対象とした研修も実施されている。

表2. 地域連携教員への研修機会

新任地域連携教員研修(悉皆研修)		地区別地域連携教員研修	地域連携教員研修
第1回(5/22)	第2回(10/8)		(2/1)
・地域連携教員設置の目的と役割 ・事例発表 等	・地域連携教員に求められる資質・能力 ・コース別演習 等	・地区内での取組状況やネットワークづくり 等	・成果と課題 ・次年度へ向けての方向性 等
・新任地域連携教員	・有資格教員でない新任地域連携教員	・地区内の地域連携教員	・全地域連携教員

#### (3) 資料の作成・配付

地域連携教員の活動を支援するための資料や一般教員に地域連携活動を啓発するためのリーフレットを作成し配付している。

- 活動支援のための ガイドブックの作成・配布  
「学校と地域を結ぶ地域連携教員のガイドブック(平成27年度版)」  
・各学校1冊
- 実践事例集(リーフレット)の作成・配布  
・各学校全教員へ

#### 4. 設置の効果

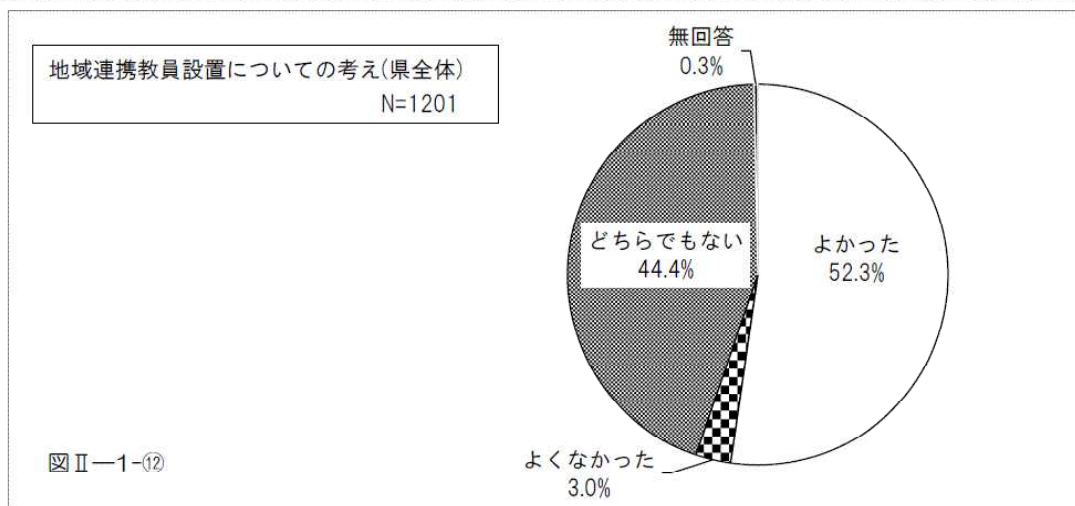
##### (1) 「地域連携が学校経営に与える効果に関する調査研究」報告書

H26 栃木県総合教育センター調べ

調査対象：学校長及び教頭（副校長）1, 201名

##### ①地域連携教員の制度について

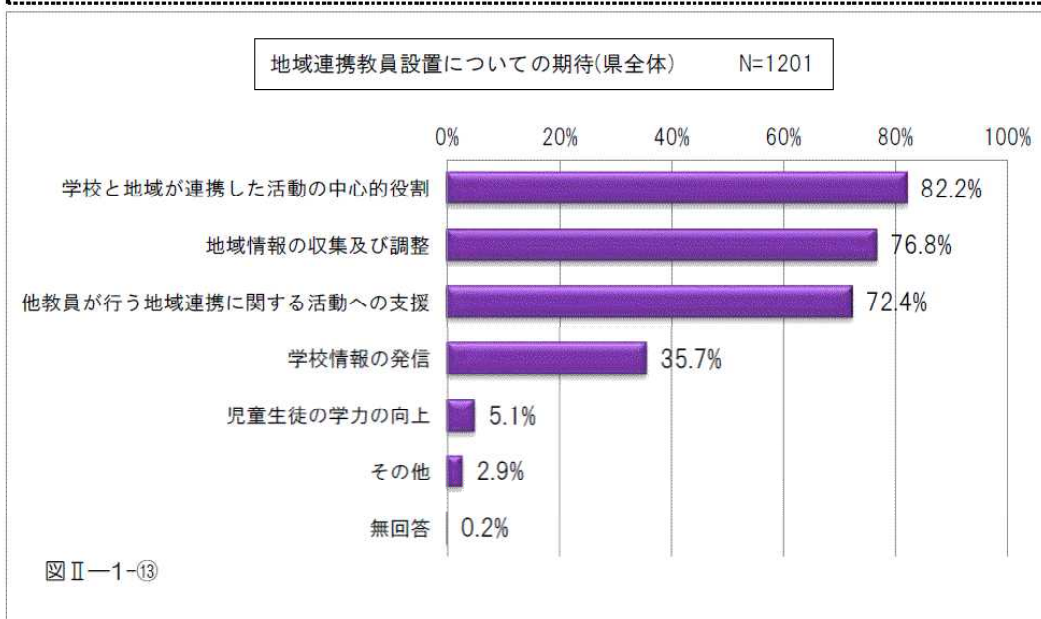
学校経営上、地域連携教員の制度について、どのように考えますか。（理由もご記入ください。）



	よかった主な理由	よくなかった主な理由
地域連携教員設置の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある学校、信頼される学校づくりに役立っている。</li> <li>・学校側の窓口が明確になり、組織的な対応がしやすくなった。</li> <li>・学校における地域連携を一層推進する。学校と地域の距離が近くなった。</li> <li>・学校支援ボランティアとの連携が強化された。</li> <li>・地域行事の運営に管理職以外の教員が参画しやすくなった。</li> <li>・地域との連携事業について、教職員間で情報共有・共通理解が得られる。</li> <li>・社会教育主事有資格者の役割・力の発揮できる場が明確になった。</li> <li>・学校についての情報発信がより多く行われる。</li> <li>・教頭の職務の負担軽減につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携はこれまでも取り組んできたことなので、「地域連携教員」のメリットを感じられない。</li> </ul>
地域連携教員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭と地域連携教員の役割が明確化された。</li> <li>・地域連携に関する情報提供等の役割を担っており、地域連携をよりスムーズに行うことに役立つ。</li> <li>・ミドルリーダーとしての役割を自覚し、管理職が気づかないところも気づいて、教職員と地域の方々に必要な働きかけを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級担任との兼務では十分に活用できない。</li> <li>・今まで教頭が行っていたので必要ない。教頭がその立場にあった方が能率的でスムーズに連携が図れる。</li> </ul>

②地域連携教員に期待するもの

地域連携教員にどんなことを期待していますか。当てはまるもの3つまで○を付けてください。



(2)「社会教育事業と評価に関する一考察」～ソーシャル・キャピタルの視点から～

H26 国社研実務研修生研究報告書

調査対象：地域連携教員 264名

※図番号は報告書中の番号

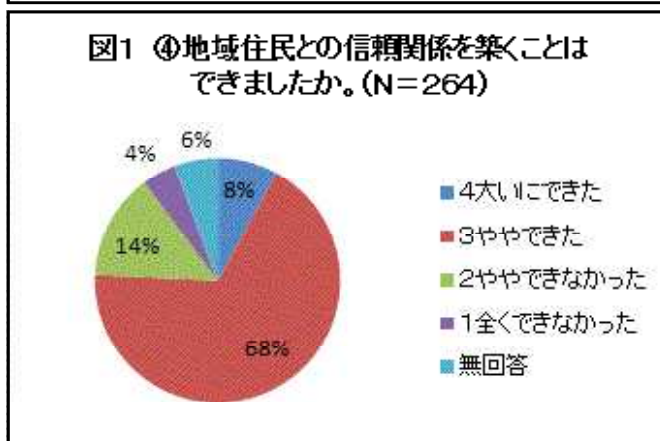
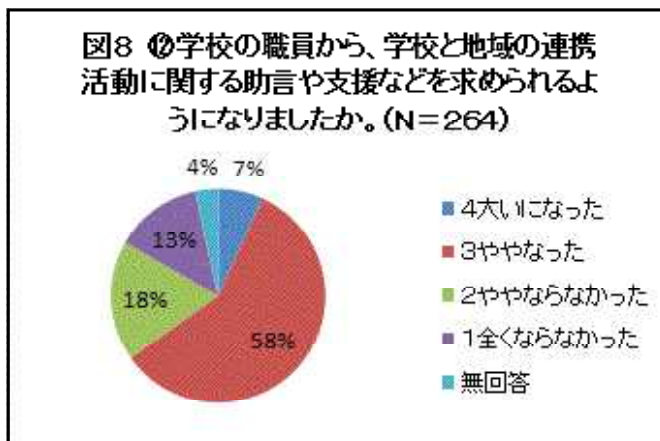


図6 ④コーディネーターと、お互いに信頼関係を築くことができましたか。(N=264)

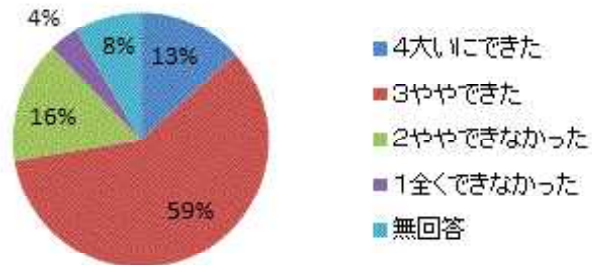


図9 ④地域連携教員として、学校と地域の連携活動の総合調整(年間計画の作成など)を行うことができましたか。(N=264)

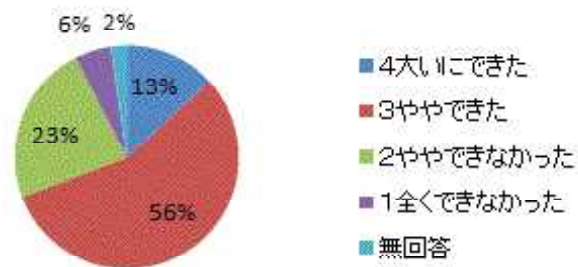
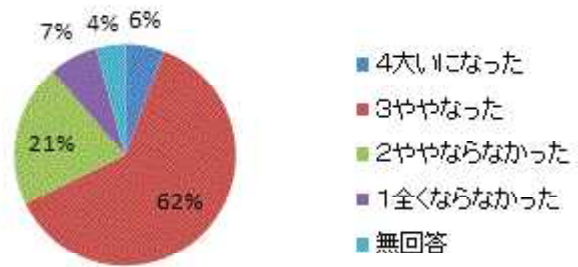


図10 ④児童生徒が地域の行事などに参加できるように、助言や支援などを行うようになりましたか。(N=264)



## 5. 今後の方向性

- 地域連携教員への支援体制の充実（効果的な実践事例の周知、研修内容の検討）
- 設置及び活動成果の測定、評価
- 校務分掌への配慮の促進 等

## 参考資料 1

### 地域連携教員の設置に関する指針

(平成 26 年 2 月 14 日栃木県教育委員会教育長決裁)

#### 第 1 目的

各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

#### 第 2 対象

本指針の対象校は、栃木県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）とする。

#### 第 3 指名

地域連携教員は、対象校の教職員であって、次に該当する者のうちから、所属校の校長が指名し校務分掌に位置づける。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 に規定する社会教育主事の資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者
- (3) 学校の状況により、(1)(2)の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。
  - ① 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者
  - ② 学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

#### 第 4 職務

地域連携教員は主に次の業務を行うものとする。

- (1) 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること
- (2) 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること
- (3) 学校と地域が連携した取組の充実に関すること

#### 第 5 留意事項

- (1) 地域連携教員は、前項の業務を行うに当たっては、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）その他の関連法令の趣旨を踏まえ、生涯学習の視点に立って行わなければならない。
- (2) 校長は、地域連携教員が果たすべき職責を鑑み、校務上の調整、研修への参加、その他の必要な配慮を行うよう努めるものとする。

#### 第 6 任期

- (1) 地域連携教員の任期は、指名された日の属する年度の末日までとする。
- (2) 地域連携教員は、再任されることができる。

#### 第 7 その他

- (1) 県教育委員会は、地域連携教員が十分に職務を遂行することができるよう、研修その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 県教育委員会は、地域連携教員の活動状況の把握に努めるものとする。
- (3) 県教育委員会は、地域連携教員の設置に関して評価を行い、必要に応じて指針の見直しを図ることとする。

#### 第 8 委任

この指針の実施細目は、別に定める。

#### 附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

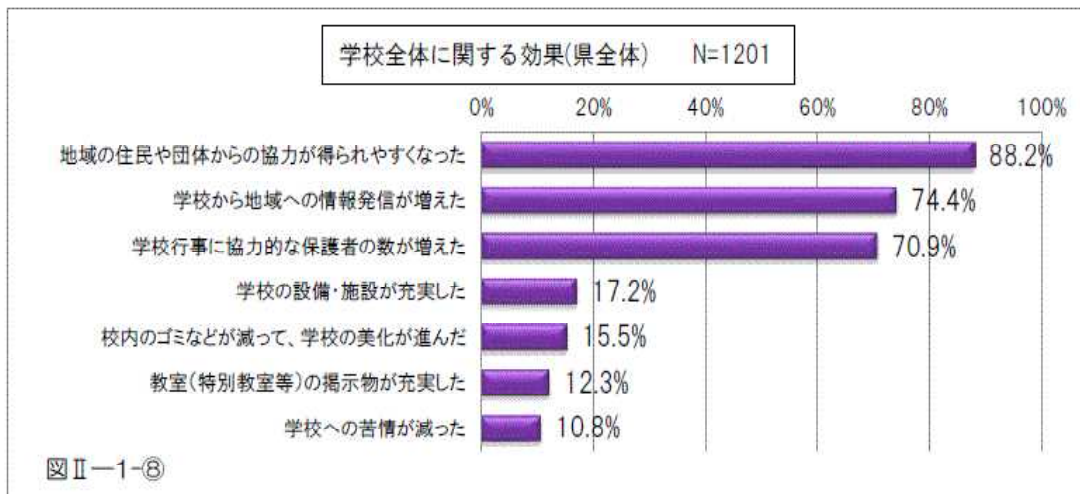
## 参考資料 2

### 「地域連携が学校経営に与える効果に関する調査研究」報告書

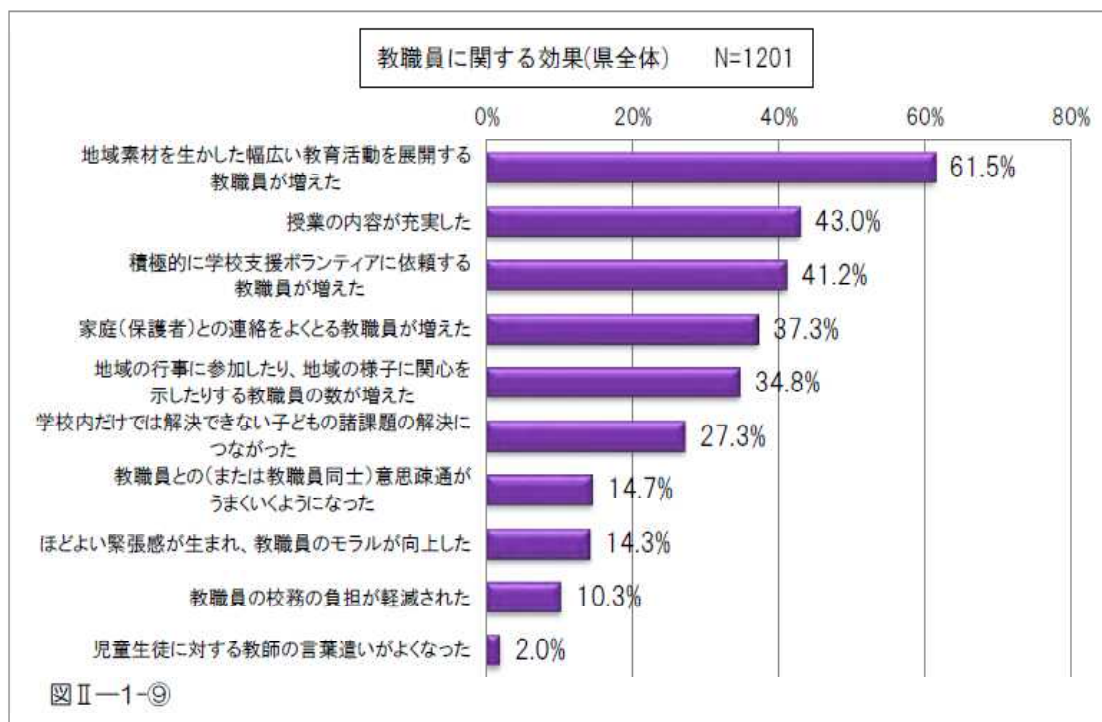
H26 栃木県総合教育センター調べ

#### ○地域との連携活動の効果

##### 【学校全体】

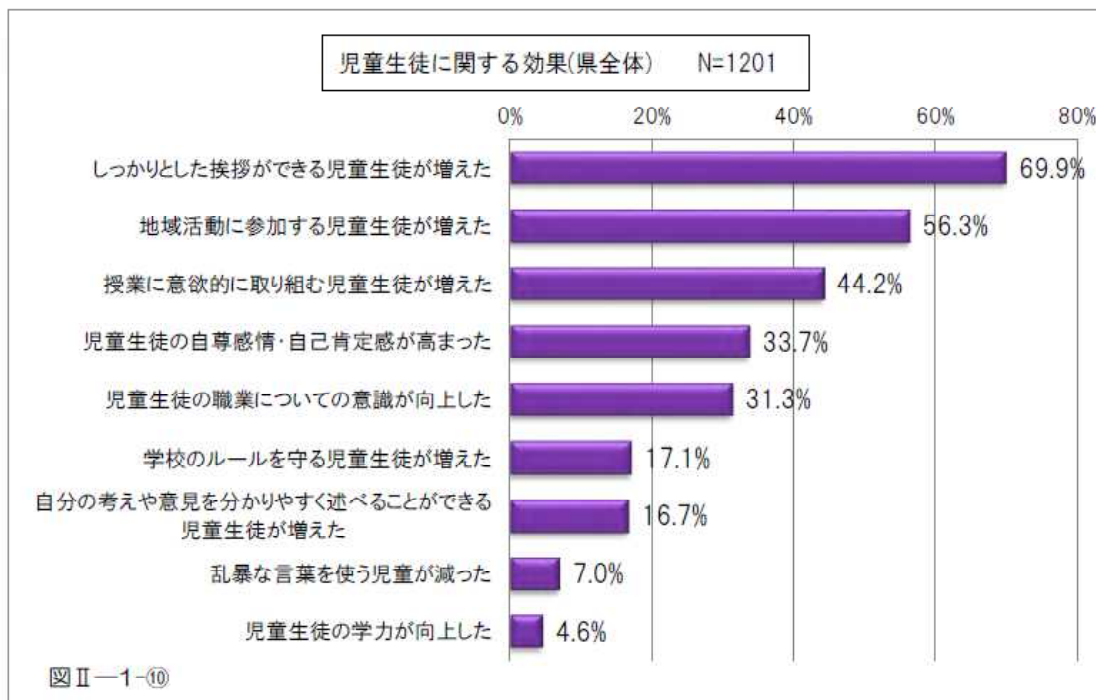


##### 【教職員】

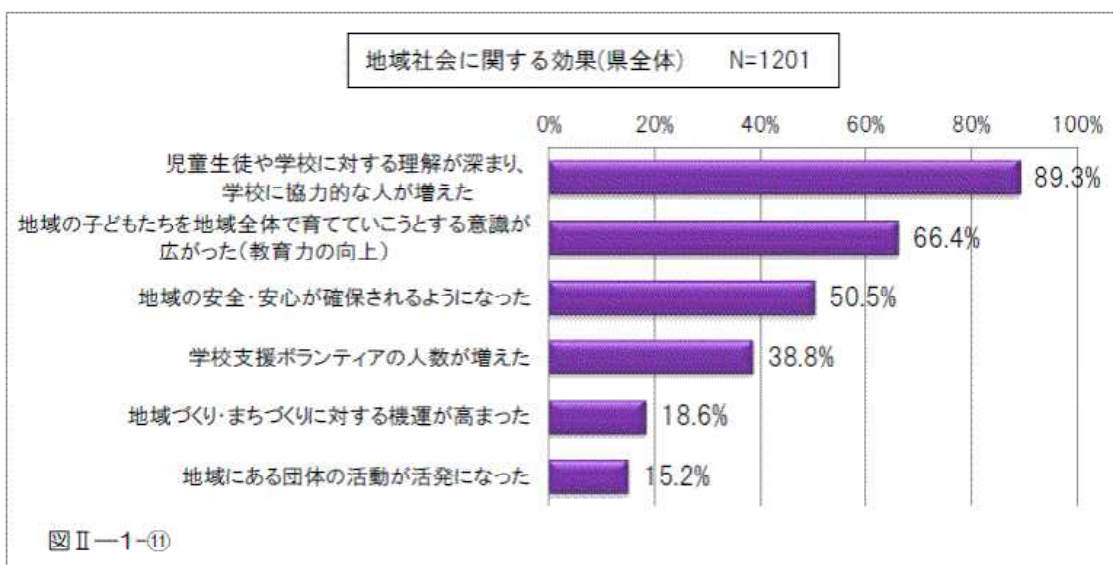




## 【児童生徒】



## 【地域社会】



参考資料 3

社会教育主事有資格教員の公立学校への配置率

	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
小 学 校 ( 2 8 3 校 )	7 2 . 2 %	7 9 . 0 %
中 学 校 ( 1 2 4 校 )	7 4 . 7 %	8 1 . 3 %
県 立 学 校 ( 6 8 校 )	8 1 . 0 %	8 9 . 7 %